

確定申告が始まります

問い合わせ 筑紫税務署 ☎(923)1400 自動音声案内

確定申告に関する問い合わせは「0」番を、国税に関する一般的な問い合わせは「1」番を、当税務署にご用の方は「2」番を選択してください。

平成30年分の確定申告をしなければならない人

所得税	<ul style="list-style-type: none"> ①給与の年収が2,000万円を超える人や、給与を一カ所から受けている人で、給与所得、退職所得以外の各種所得金額の合計額が20万円を超える人など ②公的年金などに係る雑所得のみの人で、雑所得金額から所得控除を差し引いた結果、残額がある人。ただし、公的年金などの収入金額が400万円以下で、かつ、公的年金などに係る雑所得以外の各種の所得金額が20万円以下である場合には、確定申告は不要です(この場合であっても市県民税の申告は必要になる場合があります)。 ③所得金額の合計額が基礎控除、配偶者控除、扶養控除などの所得控除の合計額を超える人で、配当控除前の所得税の額が配当控除額を超える人
贈与税	<ul style="list-style-type: none"> ①個人から年間110万円を超える財産をもらった人 ②相続時精算課税制度の適用を受ける人(すでに相続時精算課税の適用を受け、平成30年中に特定贈与者から財産をもらった場合、上記①の基準以下でも申告が必要。) ③住宅取得資金などの非課税制度の適用を受ける人 ④夫婦間の居住用不動産などに係る贈与で、配偶者控除の特例の適用を受ける人 ⑤教育資金の非課税制度の適用を受けた人で、30歳に達することなどにより取扱金融機関との間の教育資金管理契約が終了し、贈与税の申告義務がある人 ⑥結婚・子育て資金の非課税制度の適用を受けた人で、50歳に達することなどにより取扱金融機関との間の結婚・子育て資金管理契約が終了し、贈与税の申告義務がある人

申告期限

**所得税・贈与税の申告と納税は
平成31年3月15日(金)、
個人事業者の消費税の申告と納税は
平成31年4月1日(月)まで**

所得税の還付申告をすることができる場合

- ①金融機関などから住宅ローンの融資を受けてマイホームを取得した場合
[住宅借入金等特別控除]
- ②病気や出産などで、多額の医療費を支払った場合
[医療費控除]
- ③火災や風水害、盗難などにより被害を受けた場合
[雑損控除]
- ④寄附金や義援金を支払った場合
[寄附金控除等]
- ⑤年の中途で退職し、再就職していない場合
…など

申告書等の作成は、ご自宅等から**国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」**で!!
www.nta.go.jp

申告会場を「イオンモール筑紫野」に開設します

会場：イオンモール筑紫野 3階 イオンホール
(筑紫野市立明寺434-1)
期間：2月18日(月)～3月15日(金)
ただし、土・日・祝日は休み
受付：午前9時～午後4時

- ※この期間は、筑紫税務署での確定申告を行っていません。
- ※当申告会場をご利用の人で、前年の申告書の控えをお持ちの方は、参考として前年分の申告書の控えをご持参ください。
- ※開場時(午前9時)は、1階『G-4 パープルコート エスカレーター入口』にお並びいただいた人から優先して会場へご案内します。ご理解とご協力をお願いします。
- ※イオンモールへのお問い合わせはご遠慮ください。

申告書などには、
マイナンバーの記載
+
申告者ご本人の本人確認書類の提示または写しの添付
が必要です。

※扶養親族などがある場合は、当該扶養親族などのマイナンバーの記載が必要です。